

一般社団法人 岐阜県馬主会死傷馬見舞金規程

第1章 目 的

第1条 この規程は、一般社団法人岐阜県馬主会（以下「馬主会」という。）の定める笠松競馬場所属の調教師（地方競馬全国協会登録の者）が管理する厩舎に常駐する競走馬に対し、出走中の傷害事故に伴う見舞金を支給することを目的とする。

第2章 総 則

第2条 馬主会は、本規程に定める事象が発生した時は、当該馬を所有する者に対して見舞金を支給する。

第3条 この規程で「出走中」とは、笠松競馬の競走に出走させるため装鞍所に引き付けてから、競走終了後に検量所又は検体採取所の構内及び馬場から出るまでをいう。また、出走のため輸送車による輸送(往復)中に、発病若しくは傷害を受けた場合も含むものとする。ただし、能力審査は除くものとする。

第3章 見舞金の支給制限

第4条 次の各号の1に該当するときは、見舞金を支給しないことがある。

- 1 競走馬の不当使用又は故意若しくは重大な過失により事故を発生させた場合。
- 2 治療、休養中に主催者の獣医師の指示に従わないで事故を生じさせた場合。
- 3 見舞金の支給に関し、不正又は虚偽の申請をした場合。
- 4 第6条の競走馬を所有する者の義務を怠った場合。

第5条 見舞金の支給後において、前条の規程に該当することが判明したときは、その見舞金の一部又は全額を返還させることができる。

第4章 競走馬を所有する者の義務

第6条 見舞金の支給を受けるときは、当該馬を管理する調教師を通じ、主催

者の獣医師の診断書を馬主会へ提出しなければならない。

第5章 見舞金の支給基準

第7条 見舞金の支給は、次の各号に該当する別表1及び別表2に掲げる金額以内で、馬主会が定める金額を支給する。

1 競馬出走中及び競走のための輸送中に発病若しくは傷害を受け、これが起因で死亡又はと殺したとき。

ただし、輸送中の事故の場合、10日以内に死亡又はと殺されたときに限る。

2 競馬出走中に発病若しくは傷害を受け、これが起因で用途変更(廃馬)となったとき。

3 本場において新馬戦(笠松競馬場デビュー馬)から出走した2歳競走馬は、出走回数に関わらず適用する各号の最高額を支給する。

第8条 馬主会会員の所有する死傷馬に対しては、地方競馬全国協会の地方競馬登録抹消(以下「登録抹消」という。)を確認した後、別表1に掲げる見舞金を支給する。

第9条 馬主会非会員の所有する死傷馬に対しては、登録抹消を確認した後、別表3の出走回数により、別表2に掲げる見舞金を支給する。

別表1 第7条1号2号及び第8条関係

階 級	出走回数1回から9回	出走回数 10回以上
A 級	100,000円	300,000円
B 級	50,000円	150,000円
C 級	40,000円	120,000円
3 歳	50,000円	150,000円
2 歳	100,000円	300,000円

別表2 第9条関係

該 当 条 項	金 額
7条 1号	50,000円
2号	35,000円

別表3 第9条関係

1. 出走回数1回～5回までの競走馬、別表2に定める額の1/5の額
2. 出走回数6回～10回までの競走馬、別表2に定める額の1/2の額
3. 出走回数11回～14回までの競走馬、別表2に定める額の3/5の額
4. 出走回数15回以上の競走馬、別表2に定める額

第6章 補 則

第10条 この規程に定めるもののほか、死傷馬見舞金支給の関する必要な事項は、理事会の議決を経るものとする。

附 則

1. この規程は、平成27年5月14日から施行し、平成27年4月1日からの患馬より遡及し適用するものとする。

附 則

1. この規程は、令和3年4月16日から施行し、令和3年4月1日からの患馬より遡及適用するものとする。

附 則

1. この規程は、令和5年5月1日から施行し、令和5年5月10日以降の新患馬より適用するものとする。